

事業活動ごとの具体的な内容及び審査基準

令和8年7月

1. 環境負荷低減事業活動の具体的な内容及び計画認定の審査基準

(1) 1号活動 「土づくり、化学肥料・化学農薬使用減少の取組を一体的に行う事業活動」

業 種	類 型	取 組	計画認定の審査基準	取組規模の基準
農 業	a	土づくり、化学肥料・化学農薬使用減少を一体的に行う取組	以下、ア)～ウ) 全ての実施 ア) 有機質資材等による土づくり イ) 化学合成農薬の使用量 「慣行の3割以上削減」 ウ) 化学肥料由来の窒素成分量「慣行の3割以上削減」	有機JAS認証事業者 設けない
				特別栽培農産物生産者グループ(団体) 設けない
				環境保全型農業直接支払交付金のうち、「土づくり」取組の実施団体 設けない
				その他の農業者 ア) 品目が水稲の場合 水稲面積の概ね1/2以上で実施
				イ) 品目が水稲以外の土地利用型作物(麦類、ソバ、雑穀類、大豆、小豆)の場合 水稲以外の土地利用型作物の合計面積の概ね1/2以上で実施
				ウ) ア、イ以外の品目の場合 ア、イを除く経営面積の概ね1/2以上で実施

(2) 2号活動 「温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動」

業 種	類 型	取 組	計画認定の審査基準	取組規模の基準
農 業	b	施設園芸における 省エネルギー化の取組	計画1年目に、以下の設備のいずれかを導入 (※3)	
			ヒートポンプ (暖房・冷房・除湿)	設けない
			木質バイオマス暖房機 (暖房)	設けない
			多段式サーモ装置 (変温管理制御)	加温施設面積の概ね1／2以上で導入
林 業		特用林産物及び林業種苗生産における 省エネルギー化の取組	循環扇 (温度ムラ解消)	加温施設面積の概ね1／2以上で導入
			冷温水製造装置 (局所温度制御)	設けない
			C O ₂ 回収・貯留・供給装置 (廃C O ₂ 、大気C O ₂ 利用)	設けない
林 業		林業における省エネルギー化の取組	計画1年目に、「省エネ型高性能林業機械」を導入 (※3)	設けない
漁 業		漁業・養殖業における 省エネルギー化の取組	計画1年目に、以下の設備のいずれかを導入 (※3)	
			省エネ漁船用エンジン	設けない
	L E D集魚灯		設けない	
	省エネ水中ポンプ		設けない	
畜産業	家畜排せつ物管理方法の変更	計画1年目に、「自動攪拌機」または「エアレーション装置」を導入 (※3)	設けない	
	放牧の実施	計画1年目に、「放牧管理設備 (牧柵、給水設備等)」を導入 (※3)	設けない	
	家畜飼料への飼料添加物の活用	牛への脂肪酸カルシウム添加飼料の給餌 (※5)	給餌する飼料の概ね1／2以上で実施	

(3) 3号活動 「別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動」

業 種	類 型	取 組	計画認定の審査基準	取組規模の基準
農 業	c	養液栽培における化学肥料・化学農薬の低減	計画1年目に、「環境制御装置」を導入 (※3)	設けない
畜産業	d	家畜への環境負荷低減型飼料の給餌	アミノ酸バランス改善飼料の給餌（家畜ふん尿中の窒素排出量の低減） (※5)	給餌する飼料の概ね1／2以上で実施
			フィターゼ添加飼料の給餌（家畜ふん尿中のリン排出量の低減） (※5)	給餌する飼料の概ね1／2以上で実施
漁 業	e	養殖業における給餌管理による 残餌の流出抑制等の取組	計画1年目に、以下の設備のいずれかを導入 (※3)	
			給餌管理システム	設けない
			自動給餌機	設けない
			環境観測機器	設けない
農 業	f	バイオ炭の農地施用	環境保全型農業直接支払交付金のうち、「炭の投入」の実施団体等 (※4)	設けない
	g	生分解性マルチの利用	生分解性マルチを利用して栽培 (※5)	マルチ栽培面積の概ね1／2以上で実施
		プラスチック被覆肥料の代替肥料の導入	硫黄コート肥料、ウレアホルム入肥料など代替肥料を使用して栽培 (※5)	(1) 1号活動の「その他の農業者」に準じる
	h	総合防除の実施	環境保全型農業直接支払交付金のうち、「総合防除」の実施団体等 (※4)	設けない

(※1) 「取組実施の確認」について

- 有機JAS認証事業者については、有機JAS認定証（認定機関から発行される証明証等）と有機JAS申請時の作付記録（品目、ほ場、面積が分かる書類）で確認する。
- 特別栽培農産物生産者グループ（団体）については、栽培計画や栽培管理記録（団体で保管している資料）で確認する。なお、「土づくり」の取組内容も併せて確認することとする。
- 環境保全型農業直接支払交付金うち、「土づくり（有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用）」取組の実施団体については、交付金実施要領に基づく営農活動実績報告書等（市町村への提出資料）で確認する。
- その他の農業者については、申請する対象品目の栽培履歴の提示（前年等）で確認する。

(※2) イ) ウ) の「慣行」について

- 「慣行」は、「京都府における農作物栽培に係る慣行レベル」とする。

(※3) 設備や機器の導入に関する「取組実施予定の確認」や「その他の留意点」について

- （共通）導入予定設備や機器の見積書で確認する。なお、導入規模は事前にメーカー及び普及員等の府担当職員と相談し、導入後の省エネや環境負荷低減効果と農業経営収支を試算の上、判断すること。
- （共通）複数の機器や設備を導入予定の場合は、1年目は必須、2年目以降は適時とする。
- （共通）1年目に設備や機器を導入できなかった場合、認定を受けた農林漁業者は、京都府環境負荷低減事業活動実施計画認定要領第7条4項に基づき計画の取り消しを申し出るものとする。
- （共通）単なる設備の更新は不可、導入にはレンタルやリースは含まないこと。
- （林業）省エネ型高性能林業機械については、燃費基準達成建設機械の認定に関する規程により、型式認定（2020年燃費基準達成率85%以上）を受けた建設機械の原動機を使用したものとする。

(※4) 環境保全型農業直接支払交付金の取組に関する「取組実施の確認」について

- 環境保全型農業直接支払交付金の交付金実施要領に基づく営農活動実績報告書等（市町村への提出資料）で確認する。
- 環境保全型農業直接支払交付金取組団体又は環境保全型農業直接支払交付金取組団体の構成員であることを条件とする。

(※5) 資材・肥料・飼料等をの導入利用の取組に関する「取組実施予定の確認」について

- 資材等の購入伝票（予約票）で確認する。なお、資材等の購入量（購入予定量）は、取組規模の基準を満たすことを条件とする。

2. 特定環境負荷低減事業活動の内容及び計画認定の審査基準

- (1) 特定環境負荷低減事業活動の活動類型がガイドライン別記様式第8号3の(2)「特定環境負荷低減事業活動の類型」のいずれかに位置付けられること。
- (2) 特定環境負荷低減事業活動の計画内容が府基本計画中の「特定区域の区域及び事業活動の内容」に沿っており、認定を受けようとする全ての構成員が既に実践していること。
- (3) ガイドライン第4の3の(1)の②に定める要件を満たしていること。
ただし、活動類型「有機農業の生産活動」については、ガイドライン第4の3の(1)の②のエ（取組面積要件）を「現状の取組面積より拡大する見込みであること。」とする。